

(様式1-4②)

相馬市復興交付金事業計画 平成23年度 復興交付金事業等(福島県交付分)

省庁名:農林水産省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額(該当する場合のみ記載)		備考
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e	
1	○		C-1-1	農山漁村地域復興整備基盤総合整備事業(復興整備実施計画作成)	和田地区	県	<p>■復興整備実施計画作成</p> <p>津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。このため、ほ場整備事業実施に必要な事業計画書を作成する。</p> <p>【福島県復興計画】</p> <p>(3)新たな時代をリードする産業の創出</p> <p>(4)産業の再生・発展に向けた基盤づくり</p> <p>農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。</p>	1.000	20,000	20,000	20,000			
2	○		C-8-1	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業(水産試験場相馬支場復旧事業)	尾浜地区	県	<p>■水産試験場相馬支場復旧事業</p> <p>本県沿岸漁業の中核である相双地区における水産資源調査、松川浦におけるアオノリ、アサリの養殖に関する試験研究、放射性物質モニタリング調査を行うため、津波により被災した水産試験場相馬支場を復旧する。</p> <p>福島県復興計画P91(産-③-37)「水産試験場が実施する資源、海洋環境等の試験研究体制を推進し、資源管理型漁業の充実を図る」</p>	0.500	63,233	63,233	47,424			
								合計額	83,233	83,233	67,424			

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗に遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。

(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4②)

相馬市復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等(福島県交付分)

省庁名:農林水産省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額(該当する場合のみ記載)		備考
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e	
1	○		C-4-1	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設等整備導入事業)	岩子・新田・柏崎・磯部・古磯部・蒲庭・孫目地区等	市	<p>■農業用施設等整備導入事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が農業基盤再生に必要な施設を整備し、また農業用機械を導入し農業者等へ貸与することによって、地域の意欲ある経営体の育成・確保及び早期の経営再開を総合的に支援するため事業を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>被災した農業者で構成する農業法人(設立予定を含む)に対し、貸与を目的とした施設・設備を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちご生産に必要な、ハウス、水耕栽培用施設の整備(和田地内7ヶ所) ・農地復興(ガレキの撤去、石の破砕)に必要な農業用機械の整備 <p>トラクターロータリー 61台 ブラウ(掘り起こし)12基 大型トラクター 4台 ストーンクラッシャー 4基</p> <p>※作業内容:ブラウによる反転耕を3回以上行い、人力でがれき拾い、取り切れない地表に出てこない瓦やガラスをストーンクラッシャーで粉砕</p> <p>※台数の根拠:トラクター1台の処理能力1,000㎡/日 日量1000㎡×200日/年=20ha 1,220ha/20ha=61台</p> <p>▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第5項 農業基盤整備(P26)</p>	0.500	1,093,238	1,093,238	819,928			
								合計額	1,093,238	1,093,238	819,928			

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗が遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。

(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4②)

相馬市復興交付金事業計画 平成23年度 復興交付金事業等(福島県交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額(該当する場合のみ記載)		備考	
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額基幹事業の場合(d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合(d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e		
1		○	D-22-1-1	津波防災緑地基本計画策定	原釜、尾浜地区	県	津波被害を受け、集団防災移転を行う沿岸部の原釜・尾浜集落の跡地に、津波の減衰等を目的とする防災緑地を整備するための基本計画の策定を実施する。 ※「相馬市復興計画 Ver1. 1」【第2節ハード事業】○第2項被災地整理②土地利用計画(20ページ)参照	0.800	30,000	30,000	24,000				
								合計額	30,000	30,000	24,000				

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗が遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。

(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。